

ホテル・旅館の開業促進に関する 奨励金のご案内

葛城市では、観光振興、地域経済の活性化、雇用機会の拡大を図ることを目的に、市内における宿泊施設の立地を促進するための奨励措置を創設しました。(令和8年10月1日より)

ホテル等開業奨励金

ホテルや旅館に係る固定資産税の額に相当する額を **15年間** 交付

交付総額：最大2億2,500万円

※年間上限額1,500万円 × 15年間

雇用奨励金

新たに雇用した市内の常用雇用者1人につき10万円を交付
対象：常時雇用される者であって市内に住所を有し、開業日の前6月から開業日の後12月までの間に新たに雇用され、1年以上継続して雇用される者

交付上限額：300万円

※旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を営むものが対象
(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業は除く)

※奨励金に関する詳細は下記までご相談ください。



お問い合わせ
ご相談

葛城市 産業観光部 商工観光プロモーション課
〒639-2195 葛城市柿本166番地
TEL:0745-44-5111 FAX:0745-44-5008